

愛鳥週間作品募集要領

(制 定 昭和 58 年 12 月 20 日)

(最終改正 令和 7 年 4 月 1 日)

1 趣 旨

この要領は、愛鳥週間（5 月 10 日～5 月 16 日）を通じて野鳥保護思想の普及向上に資するため、愛鳥週間ポスターを児童・生徒から募集し、情操教育の高揚を図ることを目的とする。

2 主 催

岐阜県

3 後 援

岐阜県教育委員会

4 応募資格

県内の小、中、高等学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童・生徒

5 応募点数

各校 15 点以内（ただし、小学校にあつては、低学年と高学年のそれぞれで 15 点以内）

6 応募締切り

毎年 9 月 10 日

7 応募先

学校所在地を所管する県事務所環境課（岐阜地域においては岐阜地域環境室）

8 応募方法

作品には、応募一覧表（別記様式 1）を添えて、各学校から応募先へ提出するものとする。

9 作品の規格

- (1) 愛鳥週間を一般に周知させ、日本に生息する野生鳥類保護の必要性を強調したもので、家禽・ペット、動物園などで飼われているイメージのものは不可とする。
- (2) 図案中に「愛鳥週間」（漢字）の文字のみを記入し、期間、その他の文字は記入しないこと。なお、小学校低学年は漢字を習っていないため入れなくても良い。ただし、絵の中で風景としての看板などはかまわない。
- (3) 用紙の大きさは、B3 画用紙（縦 51 cm、横 36 cm）又は四ツ切画用紙（縦 55 cm、横 40 cm）とし、**必ず縦に使用**すること。
- (4) 色彩、材料は、自由とする。ただし、パソコンで作成した作品は不可。
- (5) 特記事項

ア 応募する年度に描かれた自作未公表の作品とする。また、野鳥の写真やイラストは参考の範囲にとどめることとし、元の写真・絵画等を丸写ししたものは、賞が決定した後であっても取り消すことがある。

イ 作品中に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれる場合には、応募者の責任において、著作権者等から応募のための複製等の利用許諾を得るものとする。

ウ 応募票（別記様式 2）に氏名（フリガナ）、学年、学校名（フリガナ）、学校の電話番号、学校の住所（郵便番号）、担当教諭氏名、描いた野鳥の種類及び参考にした資料（※参考にした本・写真・絵画等の資料がある場合は、その資料名）を明記の上、必ず作品裏側に貼付すること。

10 作品の審査及び入賞作品の発表

- (1) 作品の審査は、主催者側において行うものとする。
- (2) 入賞者は、10月下旬までに発表するものとし、関係各学校には入賞者を通知する。
- (3) 入賞作品及び入賞者名は、岐阜県のホームページで公表するとともにマスコミにも情報提供を行うものとする。また、別途開催する入賞作品展において展示を行う。

11 表 彰

入賞者には、次により賞状を授与するものとし、小学校低学年、同高学年、中学校、高等学校の4部門表彰とする。

最優秀	各1名以内
優 秀	各2名以内
入 選	各3名以内
佳 作	各若干名

12 応募作品の取扱い

- (1) 応募作品は、各学校へ返却する。
- (2) 入賞作品の内、優秀な作品を（公財）日本鳥類保護連盟が主催する全国愛鳥週間用ポスター原画コンクールに推薦する。
- (3) 応募作品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利及び同法第21条から第28条までに規定する権利）は、応募者に帰属する。
- (4) （公財）日本鳥類保護連盟が総裁賞受賞作品を翌年度の「愛鳥週間用ポスター」として制作する際、総裁賞受賞者の承諾を得て修正を行うことがある。
- (5) 総裁賞受賞作品の所有権は（公財）日本鳥類保護連盟に移転する。また、総裁賞受賞作品については返却しない。

13 その他

- (1) 問合せ先
岐阜県環境エネルギー生活部環境生活政策課生物多様性係又は各県事務所環境課（岐阜地域においては岐阜地域環境室）
- (2) 応募にあたり提供された個人情報、本要領による事務のためにのみ使用するものとする。

附 則

この要領は、昭和58年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年10月2日から施行する。

附 則

- (1) この要領は、平成10年11月27日から施行する。
- (2) 平成10年度に限り、6の規定中「毎年1月31日」とあるのは「2月20日」とする。

附 則

この要領は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。